

サイボウズ AG 活用支援サービス 契約約款

サイボウズ株式会社（以下「サイボウズ」と称します。）が提供する「活用支援サービス」（以下、「本サービス」と称します。）に関する契約（以下、「本サービス契約」と称します。）は、以下に定める約款（以下、「本約款」と称します。）の内容に従うものとします。お客様は本サービスのご利用申し込み前に本約款の内容を確認する手段やその機会があったとき、あるいは登録キー証明書の含まれる封筒を開封したとき、のいずれかの早い時期において、本約款の条項に拘束されることに承諾したものとみなされます。

第1条（定義）

本約款において、用語の定義は以下のとおりとします。

1. 「お客様」とは、本約款を承認の上、サイボウズ所定の手続に従い本サービスの利用を申し込んだ法人・団体および、サイボウズが本サービスのご利用を許諾した方をいいます。
2. 「該当ソフトウェア」とは、本サービスの対象となるソフトウェアで、お客様がサイボウズから適法に使用許諾権を得たものをいいます。
3. 「サービスライセンス」とは、1つのサービスライセンス用登録キーごとに与えられる1つの本サービス利用権をいいます。
4. 「サービスライセンス用登録キー」とは、お客様が本サービスの利用を許諾されたことを証明するもので、サイボウズがお客様に対して発行するものをいいます。
5. 「サービスライセンス料」とは、サービスライセンスの料金をいいます。サービスライセンス料は該当ソフトウェアの種類や許諾されたユーザー数によって変わります。
6. 「サービス期間」とは、本サービスを受けることができる期間をいいます。
7. 「基準日付」とは、お客様が該当ソフトウェアを使用するための登録キーを、該当ソフトウェアに登録した月日をいいます。
8. 「サービス説明書」とは、サイボウズホームページ (<http://cybozu.co.jp/>) 上に掲載された **活用支援サービス説明書** をいいます。サービス説明書はサイボウズによって随時更新されます。最新のサービス説明書はサイボウズホームページ (<http://cybozu.co.jp/>) に掲載されることによって、利用者の認識如何に関わらず、この内容が自動的に改訂・変更され、適用されることとします。

第2条（サービスの実施）

1. 本サービス契約は、サイボウズと本サービスにお申し込みいただいたお客様との間で行い、その締結時期については本サービスのご利用申し込み前に何らかの形で本約款の内容を確

認する手段やその機会があった場合はサイボウズにてお申し込みを受け付けた時点で、本約款の内容を確認する手段やその機会がなかった場合は登録キー証明書の含まれる封筒を開封した時点で締結したものとします。

2. サイボウズは本約款に基づき、お客様に対して本サービスを提供します。
3. 本約款は本サービスをご利用いただく際の、サイボウズとお客様との間の一切の關係に適用されるものとします。

第3条（サービス内容）

本サービスの内容は、サービス説明書に記載のとおりとします。

第4条（サービスライセンス料）

本サービスのサービスライセンス料は、サービス説明書記載のとおりとします。本サービスをご利用になるための必要なサービスライセンスの種類およびサービスライセンス料は、サービスライセンス用登録キーを入力する日において、お客様がご使用の該当ソフトウェアの種類や許諾されたユーザー数によって異なります。

第5条（お客様の権利と制限）

1. お客様はご購入されたサービスライセンスの範囲内で、サイボウズより本サービスを受けることができます。
2. サービス期間は、本サービスのお申し込み日、ご利用開始日に関係なく、1年目は基準日付から起算して1年間とし、2年目以降は前年のサービス期間終了日の翌日から起算して1年間とします。お客様は本サービスライセンスのサービス期間内において本サービスを利用することができます。ただし、本サービスの提供は、サービスライセンス用登録キーを該当ソフトウェアに登録することにより開始されます。お客様が故意、過失を問わず、サービスライセンス用登録キーを登録しなかった場合や登録し忘れた場合および、本サービスお申し込み後サービスライセンス用登録キーを登録する前に該当ソフトウェアや許容ユーザー数の変更が生じた場合、などにより本サービスが受けられなかったことについて、サイボウズは一切の責任を負いません。また、サイボウズはお客様に対し、サービス期間の途中でサービスライセンス用登録キーを登録、解除した場合において、サービスを受けなかった期間についてのサービスライセンス料の払い戻しは一切いたしません。
3. お客様は、1つのサービスライセンス用登録キーを1回に限り登録し、サービスを受けることができます。同一か否かを問わずまた、同一時期か否かを問わずいかなるソフトウェアにおいても1つのサービスライセンス用登録キーを並行使用、および再使用することはできません。

4. お客様は、サービスライセンスで許諾されたユーザー数を超えない範囲で、また、該当ソフトウェアの使用が許諾されたユーザーのみ、本サービスを利用することができます。よって、他の法人・団体の従業員および構成員に対し、本サービスを使用する権利を譲渡ならびにその使用を許諾したり、与えたりすることはできません。また、本サービスライセンス用登録キーの複製、頒布、貸与、送信、リース、担保設定等を行なうことはできません。
5. お客様は、該当ソフトウェアのインストール先を移管する場合、本サービスライセンス用登録キーのデータについてもそのまま移管しなければなりません。
6. お客様は本サービスに関連するドキュメントやプログラムを修正、翻訳、変更、改造、解析、派生サービスの作成をすることはできません。

第6条（免責事項）

1. お客様は本サービスの利用に関わるすべての危険はお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。
2. サイボウズ、本サービスの再委託先および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより、または利用しなかったことにより発生した営業価値の損失、業務の停止、コンピューターの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。弊社のいかなる口頭または書面による、いかなる情報または助言も新たな保証をおこないまたはその他いかなる意味においても本約款の範囲を拡大するものではありません。またサイボウズは本サービスがお客様の要求を満足させるものであることの保証するものではありません。
3. お客様が、本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスを利用になることにより、他の利用者又は第三者に対して損害を与えた場合には、お客様は自己の責任と費用において解決し、サイボウズには一切の責任を問わないものとします。
4. サイボウズは本サービスにおける内容およびお客様が本サービスを通じて得る情報等についてその完全性、正確性、確実性、有用性などのいかなる保証も行なわないものとします。
5. インターネットを含むネットワーク障害、天変地異等の不可抗力に基づいて、サイボウズが債務を履行できないと判断する場合、サイボウズは本サービスの提供を停止、中断し、当該不履行に基づく一切の債務につき免責されるものとします。
6. 本約款第10条（サービスの一時停止）および第11条（サービスの変更・一部廃止）により、サービスの提供が不可能となった場合について、お客様が既にお支払済みになったサービス料金等については一切払い戻ししないものとします。

第7条（再委託）

サイボウズは本サービスおよび本サービスの一部をお客様の事前の承諾なしに第三者に委託することができます。

第 8 条（権利の帰属）

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号等に関する著作権、工業所有権、知的所有権その他一切の有体・無体の財産権は、サイボウズまたはサイボウズに対し使用許諾している第三者に帰属するものとし、お客様に譲渡または本約款に定める以上に使用許諾するものではありません。

第 9 条（秘密保持と不正使用の禁止）

1. お客様は、故意、過失を問わず、また本サービス契約終了の前後を問わず、本サービスの利用にあたり知り得た本サービスの構造・編成に関する情報、ならびにサービスライセンス用登録キーに関するすべての情報を第三者に対して開示・漏洩してはなりません。
2. お客様は本約款に違反したサービスライセンス用登録キーの不正使用はこれを一切禁じます。

第 10 条（本サービスの一時停止）

サイボウズは次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止、および緊急停止することがあります。

1. サービスを提供するために必要なサービスシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が発生したとき
 2. 本サービスシステムに著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提供することが困難であると判断した場合
 3. サービスを提供することにより、お客様あるいは第三者が著しい損害を受ける可能性を認知した場合
 4. 第 1 種電気通信事業者又は国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止および停止することにより本サービス契約に基づく本サービスの提供を行なうことが困難になったとき
2. サイボウズは前項各号の規定によりサービスの提供を停止するときは事前にその旨を契約者に通知します。但し緊急、やむを得ない場合はこの限りではありません。
 3. サイボウズはお客様および第三者からの緊急停止要請に関しては原則としてこれを受付いたしません。

4. 本サービスを停止すること、ならびに停止できなかったことによってお客様、および第三者が損害を被った場合も、サイボウズは一切の賠償責任を負いません。お客様はこれを承認するものとします。

第 11 条（サービスの変更・一部廃止）

サイボウズはお客様の認識如何に関わらず、本サービス内容等を変更および一部廃止することができます。最新のサービス内容は、サービス説明書にて確認されるものとします。

第 12 条（サービスの廃止）

サイボウズは都合により本サービス契約に基づく本サービスの提供の全部を廃止することができるものとします。なお、本サービスの提供の全部を廃止する場合、サイボウズはお客様に対し当該廃止の日より 3 ヶ月以上前にサイボウズが提供する手段によりその旨を通知するものとします。この 3 ヶ月の期間は、やむを得ない事情がある場合には短縮できるものとします。

第 13 条（解除）

1. お客様が本約款の条項および条件の 1 つにでも違反した場合、サイボウズは本サービス契約を事前の何らの催告なくして即時解除することができるものとします。
2. お客様が契約期間の途中で解除を希望される場合には、サービス説明書に記載された方法によって、サイボウズに通知していただくこととします。
3. 本サービス契約が解除となった場合、お客様は該当ソフトウェアからすべてのサービスライセンス用登録キーを削除しなければなりません。
4. 解除理由の如何に関わらず、お客様が既にお支払済みとなった料金等は一切払い戻ししないものとします。
5. 本サービス契約が解除となった場合においても、本約款第 9 条（秘密保持と不正使用の禁止）については継続されるものとします。

第 14 条（再契約）

本契約が解除となったお客様が再度契約を望まれる場合は、新たに契約を締結するものとします。この場合、サイボウズは過去にお客様が本サービスをご利用することによって作成、登録等されたデータの復活ないし継続利用の保証はいたしません。

第 15 条（変更）

サイボウズは本約款の内容を変更することができるものとし、本約款の変更後における本サービスの利用料金、その他の提供条件は変更後の約款によるものとします。また、本約款を変更するときには、サイボウズはお客様に対し、事前にサイボウズが提供する手段により、当該変更の内容について通知するものとします。

第 16 条（準拠法および雑則）

本約款は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とします。また、本約款ないし、本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることにお客様もサイボウズも合意するものとします。

第 17 条（その他）

本サービスのご利用に関して、本約款およびサービス説明書により解決できない問題が生じた場合には、お客様とサイボウズの間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。